

【概要版】平成30年7月豪雨による被害状況等について

平成30年10月9日

17時00分時点

非常災害対策本部

1 気象の概要（気象庁情報：平成30年10月9日17:00現在）

(1) 気象の概況

【概況】

- ・6月28日以降北日本に停滞していた前線が、7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。
- ・6月29日に発生した台風第7号は、東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。
- ・前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。
- ・6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2から4倍となったところもあった。
- ・48時間雨量、72時間雨量などが、中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位となった。

(2) 大雨等の状況（6月28日00時～7月8日24:00）

・主な24時間降水量（アメダス観測値）

高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬	691.5ミリ	7月6日16時50分まで
高知県	長岡郡本山町	本山	602.0ミリ	7月7日10時50分まで
高知県	香美市	繁藤	484.0ミリ	7月6日10時30分まで
岐阜県	郡上市	ひるがの	472.0ミリ	7月7日11時20分まで
佐賀県	佐賀市	北山	464.5ミリ	7月6日16時10分まで

・主な期間降水量（アメダス観測値）

高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬	1852.5ミリ
高知県	長岡郡本山町	本山	1694.0ミリ
高知県	香美市	繁藤	1389.5ミリ
徳島県	那賀郡那賀町	木頭	1365.5ミリ
高知県	香美市	大栃	1364.5ミリ

(3) 大雨特別警報の発表状況

1府10県に大雨の特別警報を発表。

福岡県（7/6 17:10 発表 7/7 08:10 解除）
佐賀県（7/6 17:10 発表 7/7 08:10 解除）
長崎県（7/6 17:10 発表 7/7 08:10 解除）
岡山県（7/6 19:39 発表 7/7 15:10 解除）
広島県（7/6 19:40 発表 7/7 10:50 解除）
鳥取県（7/6 19:40 発表 7/7 13:10 解除）
兵庫県（7/6 22:50 発表 7/7 18:10 解除）
京都府（7/6 22:50 発表 7/7 21:20 解除）
岐阜県（7/7 12:50 発表 7/8 14:10 解除）
高知県（7/8 05:50 発表 7/8 14:50 解除）
愛媛県（7/8 05:50 発表 7/8 14:50 解除）

(4) その他

- ・今回の平成30年台風第7号及び前線による大雨について、「平成30年7月豪雨」と名称を定める（7/9 14:00）。

2 人的・物的被害の状況

(1) 人的被害、建物被害（消防庁情報：平成 30 年 10 月 9 日 17:00 現在）

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷	程度不明							
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道								1	7	121		3
秋田県								1				
福島県								9				
富山県										3		
石川県										9		
福井県								3		15		
長野県									1	19		
岐阜県	1		2	1		12	236	5	83	418		57
静岡県										4		
愛知県									1	11		
滋賀県	1									1		
京都府	5		1	6	1	15	50	47	539	1,734		
大阪府			2			1		9	7	25		8
兵庫県	2		2	9		16	18	81	68	707		
奈良県	1							1	1	19		
和歌山県				1		2	1	1	157	354		11
鳥取県								3	7	54		
島根県						55	127	2		61		61
岡山県	61	3	9	152		4,822	3,081	1,108	2,921	6,035	1	42
広島県	109	5	49	89		1,085	3,258	1,996	3,234	5,603		
山口県	3		3	10		21	448	95	135	653		
徳島県								4	5	14		
香川県				3				10	1	9		2
愛媛県	29		29	6	2	632	3,212	92	360	2,692		
高知県	3			1		12	61	25	120	370	1	57
福岡県	4		8	14		15	222	173	952	2,294	4	9
佐賀県	2		1	4		3	1	25	34	247		3
長崎県				10		1		4	4	18	1	
熊本県			1				3	4	3	71	2	4
大分県			1	3		2	1	3		12		1
宮崎県	1		1									
鹿児島県	2			1		1		5		3		1
沖縄県				5								
合 計	224	8	109	315	3	6,695	10,719	3,707	8,640	21,576	9	259

《死者の内訳》

【岐阜県】関市 1 人

【滋賀県】高島市 1 人

【京都府】舞鶴市 1 人、綾部市 3 人、亀岡市 1 人

【兵庫県】宍粟市 1 人、猪名川町 1 人

【奈良県】大和郡山市 1 人

【岡山県】倉敷市 5 2 人、笠岡市 3 人、井原市 2 人、総社市 4 人

【広島県】広島市 2 3 人、呉市 2 5 人、竹原市 4 人、三原市 8 人、尾道市 2 人、福山市 2 人、府中市 2 人、東広島市 1 2 人、安芸高田市 2 人、海田町 1 人、熊野町 1 2 人、坂町 1 6 人

【山口県】岩国市 2 人、周南市 1 人

【愛媛県】松山市 4 人、今治市 2 人、宇和島市 1 2 人、大洲市 4 人、西予市 6 人、鬼北町 1 人
 【高知県】香南市 1 人、大月町 2 人
 【福岡県】北九州市 2 人、福岡市 1 人、筑紫野市 1 人
 【佐賀県】佐賀市 1 人、伊万里市 1 人
 【宮崎県】小林市 1 人
 【鹿児島県】鹿児島市 2 人

《行方不明者の内訳》

【岡山県】高梁市 1 人、新見市 1 人、鏡野町 1 人
 【広島県】広島市 2 人、東広島市 1 人、安芸高田市 1 人、坂町 1 人

《その他連絡が取れない者》

【愛媛県】大洲市 1 人

3 避難所の状況（消防庁情報：平成 30 年 10 月 9 日 15:00 現在）

都道府県名	開設避難所数	避難者数
長野県	3	16
大阪府	0	0
岡山県	14	301
広島県	12	53
愛媛県	2	0
計	31	370

4 ライフライン等の状況

（1）電 力（経産省情報：平成 30 年 10 月 9 日 16:30 現在）

○中国電力：住民が居住する地域については、7 月 1 3 日に復旧済み

※商用電源からの供給が完了し、全て復旧済み。

※需要家からの問い合わせや要請については、引き続きカスタマーセンター等で受け付けている。

○四国電力：復旧済

（2）水道の被害状況（厚労省情報：平成 30 年 10 月 9 日 15:00 現在）

全国 18 道府県 80 市町村において最大 263, 593 戸の断水が発生。8/13 までに全ての地域において断水が解消※。9/12 までに全ての地域において飲用水としての給水を再開。

※豪雨による土砂崩れ等により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生し、住民が避難している地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定の地域（愛媛県松山市 10 戸、西予市 32 戸）を除く。

1）全体の対応状況

広島県、岡山県、愛媛県等の被災水道事業者等における被災状況や復旧状況、要望を職員派遣等により聴取しつつ、復旧作業の進捗に応じて必要となる技術者の支援等が円滑に進むよう調整を実施。

（公社）日本水道協会を通じた災害復旧支援や、自治体間の応援協定等に基づく支援として、26 水道事業者が技術職員を被災地に派遣し、早期復旧に向け、被害状況調査、漏水調査業務、通水作業、復旧計画策定支援等を実施。

2）土砂災害による被害を受けた施設

・広島県呉市、江田島市に送水している広島県企業局の導水トンネルにおいて、通常開放されている開閉ゲートが土石流で損傷し、トンネル内に落ちて閉鎖していたと判明。このため、ゲートの引き上げ作業を実施、浄水場への送水を開始。

呉市の 77, 952 戸の断水については、広島県企業局からの送水再開等により、7/21 までに 74, 300

戸で断水を解消。その後、土砂崩れによりポンプ場が損壊した川尻地区等においても、仮設ポンプ場の設置等により給水を開始し、8/2までに全ての地域において断水を解消。

江田島市においては、広島県企業局の送水再開、破損した水道管の復旧等により7/24までに全ての地域について断水が解消。

- ・広島県広島市においては、破損した水道管の復旧等により、8/9までに全ての地域において断水が解消。
- ・愛媛県宇和島市においては、南予水道企業団の吉田浄水場が、土砂崩れのため損壊。6,565戸の断水のうち、自己水源の融通等により、8/1までに1,827戸の断水が解消。また、吉田地区、三間地区の2か所に仮設浄水施設を整備することにより、三間地区は8/3、吉田地区は8/4に生活用水としての給水を再開し、三間地区では8/8までに、吉田地区では8/13までに断水が解消。なお、三間地区については、仮水源のため池の水質が悪化し、水道水が一部の水質基準をわずかに上回り、飲用水として給水できない状況が継続していたが、9/12から飲用水としての給水を再開した。

3) 冠水した取水施設及び浄水場

- ・広島県三原市、尾道市等において断水的主要原因となっている広島県企業局本郷取水場については、排水作業が完了後、施設の被害状況を確認の上、点検、清掃、修理を行い、送水を再開。

尾道市では、広島県企業局からの送水再開、市の水源の融通等により、7/23までに全ての地域について断水が解消。

三原市では、広島県企業局からの送水再開、浄水場の運転再開等により、7/30までに全ての地域について断水が解消。

- ・広島県竹原市においては、浄水場の運転停止や水道管路の破損等により1,622戸で断水が発生。7/15より給水を再開し、8/4までに全ての地域について断水が解消。
- ・岡山県倉敷市の8,900戸の断水の原因となっていた真備浄水場については、岡山県広域水道企業団からの送水が可能であったことから8,900戸に対して生活用水としての給水を再開。7/16に真備地区の小田川から南の区域1,300戸において、7/24に真備地区の全域8,900戸において飲用水としての給水を再開。
- ・岡山県高梁市では、水源池の冠水により故障したポンプの交換等の復旧作業を実施し、全ての地域について断水が解消。
- ・愛媛県大洲市では、冠水した水源池（10か所）の復旧作業を完了し、全ての地域について断水が解消。

(3) ガス（経産省情報：平成30年10月9日16:30現在）

1) 都市ガス

住民が居住する地域については、7月8日中に復旧済。

※道路法面崩落により広島ガスの中圧A導管（広島市の道路1箇所）の露出は、8月23日に復旧済み。

2) 小売事業による供給（旧簡易ガス）

岡山県倉敷市における、1団地（計76戸）については、避難住民が居住可能となる時点で、即日のガス供給を可能とする準備を完了。

(4) 石油（SS）（経産省情報：平成30年10月9日16:30現在）

- ・ガソリン等の在庫不足が懸念されていた広島県呉市では、7月10日～12日の重点的な配送により、在庫不足は解消。道路の通行状況が改善したことなどにより、配送時間も短縮。7月13日以降平常通りの配送を実施。
- ・その他の地域については、現時点で供給不安地域はなし。

(5) 通信関係（総務省情報：平成30年10月9日16:00現在）

固定電話：NTT東日本 被害なし。NTT西日本 復旧済み。

携帯電話等：携帯主要3社は、提供エリアが今回の災害前と同水準まで復旧。

- 1) NTTドコモ ※サービスエリア支障なし。

- 2) KDDI ※サービスエリアに支障なし
3) ソフトバンク ※サービスエリアに支障なし

(6) コンビニエンスストア・スーパー（経産省情報：平成30年10月9日16:30現在）

浸水等による影響で指定公共機関のコンビニエンスストア・スーパーにおいて一時営業停止中（9店舗）。

営業再開時期は未定。

※山陽自動車道（河内IC～広島IC）における救援物資等の輸送車両の通行措置に伴い、徐々に物資供給が復旧。

※輸送艦「おおすみ」でトラックを輸送。（7月11日）

※自衛隊による緊急輸送を実施。（7月12日）

(7) 道路（国交省情報：平成30年10月9日 14:00現在）

- ・高速道路 被災による通行止めなし
- ・直轄国道 被災による通行止めなし
- ・公社有料 被災による通行止めなし
- ・補助国道 被災による通行止め：12路線 13区間
- ・都道府県・政令市道 被災による通行止め：199区間

(8) 河川、土砂災害（国交省情報：平成30年10月5日17:00現在）

＜河川の一般被害＞※浸水家屋数は、一部直轄管理分と都道府県管理分とで重複（直轄河川）

22水系 47河川 346箇所 浸水家屋数（床上・床下 合計約12,000戸）

（都道府県管理河川）

69水系 242河川 浸水家屋数（床上・床下 合計約27,000戸）

＜土砂災害の発生状況＞

2,512件（土石流等：769件、地すべり55件、がけ崩れ1,688件）

(9) 鉄道（国交省情報：平成30年10月9日 14:00現在）

（運行状況）

4事業者 6路線 運転休止（JR貨物 再開済）

5 政府の主な対応

(1) 非常災害対策本部の設置等

- ・ 7月8日 8:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部設置
- ・ 7月8日 9:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第1回）
- ・ 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第1回）において以下の方針を決定

- ① 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- ② 引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- ③ 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- ④ 電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力であたる。
- ⑤ 関係省庁が連携して、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保するとともに被災者支援の体制を整備する。
- ⑥ プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- ⑦ 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める。

- ・ 7月9日 9:45 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第2回）
安倍内閣総理大臣より平成30年7月豪雨による被災者の生活支援を迅速かつ強力に進めるため、平成30年7月豪雨被災者生活支援チームを設置する旨指示があった。

- ・ 7月10日 8:50 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第3回）
- ・ 7月12日 9:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第4回）
- ・ 7月13日 8:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第5回）
- ・ 7月14日 10:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第6回）
- ・ 7月15日 8:15 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第7回）
- ・ 7月16日 10:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第8回）
- ・ 7月17日 8:40 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第9回）
- ・ 7月19日 18:30 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第10回）
- ・ 7月22日 09:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第11回）
- ・ 7月24日 14:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第12回）
- ・ 7月27日 13:50 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第13回）
- ・ 7月29日 16:30 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第14回）
- ・ 7月30日 11:30 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第15回）
- ・ 8月2日 18:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第16回）
- ・ 8月7日 17:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第17回）
- ・ 8月23日 10:30 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第18回）
- ・ 8月24日 10:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第19回）
- ・ 9月3日 17:50 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第20回）
- ・ 9月4日 11:30 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第21回）
- ・ 9月4日 17:00 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第22回）
- ・ 9月6日 8:35 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第23回）

(2) 被災者生活支援チーム

- ・ 7月9日 被災者生活支援チーム設置
- ・ 7月10日 被災者生活支援チーム会合開催
- ・ 7月10日 平成30年7月豪雨緊急物資調達・輸送チーム設置
- ・ 8月2日 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」決定

(3) 総理指示

- ・以下の通り総理指示が発せられた（7月7日 10:00）

人命第一の方針の下、救助部隊を遅滞なく投入し、被災者の救命、救助に万全をつくこと
先手先手で被害の拡大防止に万全を期すこと
被災府県、被災市町村と緊密に連携して、住民の避難、被災者の生活支援、ライフライン
の復旧などに当たること

(4) 総理現地視察

- ・7月11日 総理による岡山県現地視察
- ・7月13日 総理による愛媛県現地視察
- ・7月21日 総理による広島県現地視察
- ・8月5日 総理による広島県現地視察

(5) 官房長官指示

- ・以下のとおり官房長官指示が発せられた（7月6日 13:59）

官邸連絡室を中心に関係省庁が連携して情報収集に努め、先手先手で対策を講じること

(6) 官邸の対応等

- ・7月6日 13:58 官邸連絡室設置
- ・7月7日 10:20 官邸対策室に改組

(7) 関係閣僚会議の実施

- ・7月7日 10:00 7月5日からの大雨に関する関係閣僚会議

(8) 政府調査団等の派遣

- ・7月9日 小此木防災担当大臣を団長とする政府調査団を岡山県、広島県に派遣

(9) 関係省庁災害対策会議等の実施

- ・7月2日 13:30 平成30年西日本の大雨と台風第7号に係る関係省庁災害警戒会議
- ・7月5日 15:30 低気圧と梅雨前線による大雨に係る関係省庁災害警戒会議
- ・7月6日 14:30 低気圧と梅雨前線による大雨に係る関係省庁災害対策会議

(10) 災害救助法の適用

- ・平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたこと及び被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となったことから、全国で11府県67市39町4村）に以下のとおり災害救助法の適用を決定

【高知県】

安芸市、香南市、長岡郡本山町（適用日：7月6日）

宿毛市（適用日：7月7日）

土佐清水市、幡多郡三原村（適用日：7月8日）

幡多郡大月町（適用日：7月8日）

【鳥取県】

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町（適用日：7月6日）

【広島県】

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町（適用日：7月5日）

【岡山県】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町（適用日：7月5日）

【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝

郡与謝野町（適用日：7月5日）

【兵庫県】

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町（適用日：7月5日）

姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町（適用日：7月6日）

養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町（適用日：7月7日）

【愛媛県】

今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町（適用日：7月5日）

【岐阜県】

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村（適用日：7月6日）

岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町（適用日：7月8日）

【岡山県】

小田郡矢掛町（適用日：7月6日）、津山市、美作市（適用日：7月5日）、和気郡和気町（適用日：7月6日）

【福岡県】

飯塚市（適用日：7月5日）

久留米市（適用日：7月5日）

【島根県】

江津市、邑智郡川本町（適用日：7月6日）

【山口県】

岩国市（適用日：7月6日）

(11) 被災者生活再建支援法の適用

- ・平成30年7月豪雨による災害により、住宅に多数の被害が生じたことから、11府県88市町村（岐阜県は1市、京都府は2市、兵庫県は2市、島根県は2市町、岡山県は県内全域、広島県は県内全域、山口県は2市、愛媛県は県内全域、高知県は3市町、福岡県は4市、佐賀県は1町）に、被災者生活再建支援法の適用を決定

【岐阜県】（適用日7月8日）

関市（7月13日15:00公表）

【京都府】（適用日：7月5日）

福知山市（8月7日17:00公表）

綾部市（7月10日11:00公表）

【兵庫県】（適用日：7月5日）

神戸市（7月26日17:30公表）

宍粟市（7月10日11:00公表）

【島根県】（適用日：7月6日）

江津市（7月12日15:00公表）

邑智郡川本町（7月17日16:00公表）

【岡山県】（適用日：7月5日）

岡山県内全域（7月14日17:00公表）

【広島県】（適用日：7月5日）

県内全域（7月13日20:00公表）

【山口県】（適用日：7月6日）

岩国市（7月13日17:00公表）

光市（9月3日17:00公表）

【徳島県】（適用日：7月5日）

三好市（9月26日16:00公表）

【愛媛県】（適用日：7月5日）

愛媛県内全域（7月26日15:00公表）

【高知県】

宿毛市（適用日：7月8日）（8月1日15:00公表）

香南市（適用日：7月6日）（8月1日15:00公表）

幡多郡大月町（適用日：7月8日）（7月25日15:00公表）

【福岡県】（適用日：7月5日）

北九州市（8月2日11:00公表）

久留米市（8月10日11:00公表）

飯塚市（7月12日10:00公表）

嘉麻市（7月13日17:00公表）

【佐賀県】（適用日：7月6日）

三養基郡基山町（8月10日17:00公表）

(12) 特定非常災害の指定

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」に基づき、「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、平成30年7月豪雨による災害を特定非常災害として指定するとともに、この特定非常災害に対し、行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を適用（7月14日閣議決定、同日公布・施行）

(13) 激甚災害の指定（7月24日閣議決定、7月27日公布・施行）

○「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第5号、第6号、第7号及び第8号並びに平成30年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害）を激甚災害に指定する政令を閣議決定。

○具体的には、全国を対象とする「本激」として、

- ・公共土木施設災害復旧事業等
- ・農地等の災害復旧事業等
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ・中小企業信用保険法による災害関係保証
- ・公立社会教育施設災害復旧事業
- ・私立学校施設災害復旧事業
- ・市町村が施行する感染症予防事業
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付け
- ・罹災者公営住宅建設等事業
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
- ・雇用保険法による求職者給付の支給

の特例措置の適用を決定。

(14) 内閣府の対応

- ・7月6日付けで、高知県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」の通知を発出
- ・7月7日付けで、鳥取県・岡山県・広島県・京都府・兵庫県・愛媛県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」の通知を発出
- ・7月8日付けで、岐阜県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」の通知を発出
- ・7月7日12:00 内閣府情報先遣チーム 広島県庁へ向けて出発
- ・7月7日12:30 内閣府情報先遣チーム 岡山県庁へ向けて出発
- ・7月8日11:20 内閣府情報先遣チーム 愛媛県庁へ向けて出発

- ・7月9日付けで、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県に対し、「平成30年7月豪雨における被災者支援の適切な実施について」の通知を发出
- ・災害救助法等に関する自治体職員への説明会を実施(高知県7月12日～13日、鳥取県7月13日、広島県7月10日、岡山県7月9日、京都府7月13日、兵庫県7月11日、愛媛県7月11日、岐阜県7月13日、福岡県7月13日、島根県7月13日、山口県7月20日)
- ・内閣府職員を派遣し、住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付に関する説明会を実施(7月9日：広島県、11日：愛媛県、12日：岡山県、17日：福岡県、18日：高知県)
- ・7月11日付けで、全都道府県に対し「平成30年7月豪雨に係る災害弔慰金等の支給について」の通知を发出
- ・7月12日付けで、福岡県・島根県に対し「避難所の生活環境の整備等について(留意事項)」の通知を发出
- ・7月10日付けで高知県、鳥取県、岡山県、広島県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県に対し、また、7月13日付けで島根県、福岡県に対し、「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について(依頼)」の通知を发出
- ・7月12日付けで、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県に対し、「平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査(第1次調査)の効率化・迅速化に係る留意事項について」の通知を发出
- ・7月15日 小此木防災担当大臣による広島県現地視察
- ・7月15日、22日 「平成30年7月豪雨」など梅雨前線等による一連の災害を、激甚災害に指定する見込みであることを公表。
- ・7月15日 「平成30年7月豪雨災害における被災者支援の取組み」をHPで周知
- ・7月17日 内閣府においてJVOAD、全国社会福祉協議会等とともに、NPOやボランティアによる活動について、広域的な情報共有や活動調整を行うため、「全国情報共有会議」を立ち上げ。第1回会合を開催。
- ・7月17日付けで、岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・愛媛県・高知県・福岡県に対し「平成30年7月豪雨に係る応急仮設住宅について」及び「平成30年7月豪雨に係る応急仮設住宅について(その2)」の通知を发出
- ・7月20日 「宅地内にあるガレキ混じりの土砂の排出に係る支援制度」について周知。
- ・7月31日 小此木防災担当大臣による愛媛県現地視察

(15) 被災市町村に対する人的支援の状況(総務省情報：平成30年10月9日16:00現在)

- ・「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災20市町に対し、29都道県市から延べ15,033名の応援職員を派遣(9月15日をもって全て派遣終了)

※延べ派遣人数は、7月11日からの派遣人数の合計。

被災県	被災市町村	対 口 支 援 団体	対口支援時期	延べ派遣人数	主な業務内容
岡山県	おかやまし 岡山市	横浜市	7月18日～ 8月11日	338名	罹災証明交付業務 (調査)等
	くらしきし 倉敷市	東京都	7月10日～ 8月31日	2,106名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)、 災害対策本部運営支援、避難 所運営等
		埼玉県	7月11日～ 9月1日	586名	罹災証明交付業務 (調査)、避難所運営、 物資集積拠点運営
		福岡市	7月11日～ 7月23日	466名	罹災証明交付業務 (調査)、避難所運営
		新潟県	7月19日～	112名	罹災証明交付業務(調査)、

			7月23日		災害対策本部運営支援
	そうじゃし 総社市	仙台市	7月10日～ 8月31日	517名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)、 災害対策本部運営支援等
		新潟市	7月12日～ 8月31日	940名	避難所運営、 災害対策本部運営支援
	たかはしし 高梁市	神奈川県	7月10日～ 8月15日	410名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)、 支援物資仕分業務等
	やかげちょう 矢掛町	千葉県	7月9日～ 7月25日	40名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)等
小計	5団体	9団体		5,515名	
広島県	くれし 呉市	静岡県	7月9日～ 8月31日	1,372名	罹災証明交付業務(調査)、 避難所運営等
	たけはらし 竹原市	浜松市	7月9日～ 8月3日	216名	罹災証明交付業務(調査)、 避難者のニーズ調査等、 災害対策本部運営支援
	みはらし 三原市	名古屋市	7月9日～ 8月1日	438名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)等
	おのみちし 尾道市	長野県	7月12日～ 9月2日	258名	災害箇所現地調査支援等
	ふちゅうし 府中市	宮城県	7月13日～ 8月2日	382名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)、 災害対策本部運営支援等
	ひがしひろしまし 東広島市	愛知県	7月9日～ 8月10日	389名	罹災証明交付業務(調査)、 災害対策本部運営支援
	あきたかたし 安芸高田市	北海道	7月18日～ 7月24日	21名	罹災証明交付業務(調査)
	えたじまし 江田島市	石川県	7月10日～ 7月29日	136名	災害対策本部運営支援、 災害復旧業務支援等
	かいたちょう 海田町	富山県	7月10日～ 9月15日	347名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)、 災害対策本部運営支援等
		茨城県	7月19日～ 8月3日	158名	罹災証明交付業務(調査)
	くまのちょう 熊野町	三重県	7月9日～ 8月29日	740名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)、 災害対策本部運営支援、 避難所運営等
	さかちょう 坂町	川崎市	7月10日～ 7月31日	341名	罹災証明交付業務(調査)、 避難所運営等
		千葉市	7月20日～ 8月1日	78名	罹災証明交付業務(調査)、 災害対策本部運営支援
小計	11団体	13団体		4,876名	
愛媛県	うわじまし 宇和島市	徳島県	7月11日～ 9月10日	606名	避難所運営等
		大分県	7月12日～ 8月17日	606名	給水補助業務
		福岡県	7月18日～ 8月29日	745名	救援物資集配センター業務、 避難所運営、 行政窓口等

		熊本県	7月19日～ 8月26日	518名	罹災証明交付業務 (調査)
	おおずし 大洲市	香川県	7月10日～ 8月17日	540名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)、 災害対策本部運営支援
	せいよし 西予市	熊本市	7月9日～ 9月12日	1,498名	罹災証明交付業務 (受付・交付、調査)、 避難所運営等
	まつのちょう 松野町	長崎県	7月23日～ 9月7日	129名	罹災証明交付業務(調査)等
小計	4団体	7団体		4,642名	
合計	20団体	29団体		15,033名	

※1 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく派遣を記載。

※2 対口支援団体の都県は、区域内の市区町村とともに一体的支援を行う。

(16) 災害廃棄物等関係の対応状況（環境省情報：平成30年9月5日17:00現在）

- ・ 7月9日に九州地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を福岡県久留米市へ派遣。
- ・ 7月9日から中国四国地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を岡山県岡山市・倉敷市・笠岡市・高梁市・総社市・矢掛町・井原市へ派遣。
- ・ 7月10日から本省・中国四国地方環境事務所・東北地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を広島県広島市・坂町・熊野町・東広島市・竹原市・三原市・尾道市・呉市・三次市・府中市・江田島市・安芸高田市・庄原市・海田町・福山市へ派遣。
- ・ 7月10日から中国四国地方環境事務所・関東地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を愛媛県宇和島市・大洲市・西予市・鬼北町・松野町へ派遣。
- ・ 7月10日に近畿地方環境事務所職員を京都府舞鶴市へ派遣。
- ・ 7月11日に中部地方環境事務所職員を岐阜県関市・下呂市へ派遣。
- ・ 7月11日から九州地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家（日環センター）を福岡県久留米市・飯塚市へ派遣。
- ・ (公社)全国都市清掃会議及び関係団体を通じて、被災自治体への収集運搬車両等の派遣支援について調整。
- ・ 7月13日に近畿地方環境事務所職員を兵庫県宍粟市へ派遣。
- ・ 7月15日に中国四国地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家を高知県宿毛市・大月町へ派遣。
- ・ 7月18日に近畿地方環境事務所職員を京都府福知山市へ派遣。
- ・ 7月19日に中国四国地方環境事務所職員を高知県本山町、安芸市、香南市へ派遣。
- ・ 片付けごみ等の収集運搬に支障が生じている市町村については、環境省及び全国都市清掃会議の調整等により、収集運搬車両を派遣。7月13日から大阪府大阪市及び岡山県赤磐市が岡山県倉敷市に、福岡県福岡市が福岡県久留米市に、7月14日から福岡県行橋市が福岡県飯塚市に、兵庫県神戸市が岡山県総社市に、7月15日から福岡県大牟田市が福岡県飯塚市に、大分県大分市及び熊本県熊本市が愛媛県大洲市に、7月17日から京都府京都市が岡山県倉敷市に、7月19日から愛知県名古屋市が広島県坂町に、7月24日から神奈川県川崎市が広島県呉市に、7月27日から神奈川県横浜市が広島県東広島市に、7月31日から長崎県長崎市が広島県海田町に、8月2日から大阪府堺市が岡山県倉敷市に、8月6日から福岡県北九州市及び鹿児島県鹿児島市が岡山県倉敷市に、高知県高知市が愛媛県大洲市に、8月8日に静岡県浜松市が広島県坂町に、新潟県新潟市が岡山県倉敷市に、8月11日に神奈川県横浜市が岡山県倉敷市に、8月13日に神奈川県海老名市が岡山県倉敷市に、8月14日に静岡県静岡市が広島県坂町に、神奈川県厚木市が岡山県倉敷市に、8月20日に神奈川県茅ヶ崎市及び藤沢市が岡山県倉敷市に、福岡県福岡市が広島県東広島市に派遣。
- ・ 片付けごみ等の収集運搬やし尿処理に支障が生じている市町については、環境省の要請を受けて、民間団体が支援を実施。

全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会が、岡山県倉敷市において7月18日から片付けごみ等

の収集運搬支援、7月11日からし尿処理支援。

全国環境整備事業協同組合連合会が、7月9日から岐阜県海津市、7月12日から関市、7月20日から下呂市、7月7日から京都府舞鶴市、宮津市、綾部市、7月9日から福知山市、7月19日から広島県海田町においてし尿処理及び片付けごみ等の収集運搬支援。

一般社団法人全国清掃事業連合会が、7月12日から岐阜県関市、7月14日から広島県広島市、7月16日から三原市、7月9日から三次市、7月30日から東広島市、7月15日から府中町、7月14日から海田町、7月16日から坂町、7月10日から世羅町において片付けごみの収集運搬を支援。

一般社団法人日本環境保全協会が、7月9日から愛媛県宇和島市、大洲市においてし尿処理支援。

- ・ 災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化するため、環境省の調整により自治体職員を派遣。7月18日から熊本県熊本市が愛媛県大洲市に派遣。
- ・ 7月12日から岡山県倉敷市において、7月17日から広島県呉市において防衛省とも協力し、がれきの撤去等を行う。
- ・ 7月20日に中国ブロック及び四国ブロックの災害廃棄物対策行動計画に基づき、鳥取県から岡山県に、島根県から広島県に、高知県から愛媛県に連絡員を派遣するよう要請。7月24日に鳥取県が岡山県に、高知県が愛媛県に、8月10日に山口県が広島県に、8月14日に鳥取県が広島県に連絡員を派遣。
- ・ 災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を全都道府県に発出（7月27日）
平成30年台風12号による初動時の対応及び平成30年7月豪雨により発生した災害廃棄物の飛散・流出の防止に関する事前対策
- ・ 岡山県で7月26日に災害廃棄物処理事業費補助金に関する説明会を、8月16日に公費解体・宅地内土砂撤去等に関する説明会を、9月19日に災害報告書作成等に関する説明会を開催。。
- ・ 広島県で7月26日～27日に宅地内の土砂等の撤去に関する市町向け相談会を、7月31日に災害廃棄物処理事業費補助金に関する説明会を、8月17日に公費解体・宅地内土砂撤去等に関する説明会を、9月12日に災害報告書作成等に関する説明会を開催。開催。
- ・ 愛媛県で8月3日に、岐阜県で9月14日に、福岡県で10月3日に災害廃棄物処理事業費補助金に関する説明会を開催。
- ・ 8月10日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令を公布・施行
- ・ 災害廃棄物処理に関して以下の旨の通知を全都道府県に発出。（8月17日）
平成30年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の実施について
平成30年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて
- ・ 災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を全都道府県に発出。（8月23日）
平成30年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答
- ・ 廃棄物処理施設復旧に関して以下の旨の通知を全都道府県に発出。（8月29日）
廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について
- ・ 災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を全都道府県に環境省と国土交通省の連名で発出。（9月11日）
堆積土砂排出事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合に
おいての国庫補助申請に当たっての留意事項

(17) 災害ボランティア関連（厚労省情報：平成30年10月9日15:00現在 等）

- ・ 全国社会福祉協議会から各社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに対し、ボランティアの方々の十分な休憩・給水などの熱中症予防対策について再度徹底（7/15）
- ・ 全国社会福祉協議会から報道機関に対し「災害ボランティア活動参加への報道にあたってのお願い」により協力を依頼（7/12）
※災害ボランティアに対し、「募集実施・募集終了の最新情報」や「活動上の注意事項（装備、熱中症等）」等を各センターホームページ等で確認するよう呼び掛けを依頼
- ・ 内閣府においてJV0AD、全国社会福祉協議会等とともに、NPOやボランティアによる活動について、

広域的な情報共有や活動調整を行うため、「全国情報共有会議」を立ち上げ。7月17日に第1回会合を開催。（再掲）

- ・7/24 内閣府と厚労省の連名で、ボランティア活動に関する年次有給休暇の取得促進等について日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に依頼。

＜災害ボランティア活動状況＞

○全国社会福祉協議会によると、発災から10月3日までに、全国で23万5千人を超えるボランティアの方々が活動

（参考）ボランティア数の内訳

（単位：人）

	発災から 9月30日まで	10月1日	10月2日	10月3日	累 計
全国	234,716	56	293	184	235,249
うち、岡山県・広島県・愛媛県	212,867	56	293	184	213,400

○12府県内の60市町の社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを設置

（うち3県11市町の災害ボランティアセンターが活動中）

府県名	市町村名	開設日	活動開始日	募集状況	備考
岐阜県	関市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	下呂市	7月12日	7月12日	—	活動終了
京都府	福知山市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	与謝野町	7月8日	7月9日	—	活動終了
	宮津市	7月9日	7月10日	—	活動終了
	綾部市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	亀岡市	7月8日	7月9日	—	活動終了
	舞鶴市	7月10日	7月10日	—	活動終了
	京丹波町	7月10日	7月10日	—	活動終了
兵庫県	丹波市	7月8日	7月9日	—	活動終了
鳥取県	智頭町	7月10日	7月10日	—	活動終了
島根県	川本町	7月10日	7月10日	—	活動終了
	江津市	7月10日	7月11日	—	活動終了
	美郷町	7月10日	7月11日	—	活動終了
岡山県	岡山市	7月11日	7月11日	—	活動終了
	倉敷市	7月11日	7月11日	○	
	総社市	7月8日	7月8日	—	活動終了
	高梁市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	井原市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	矢掛町	7月11日	7月11日	—	活動終了
	新見市	7月10日	7月11日	—	活動終了
	笠岡市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	浅口市	7月11日	7月11日	—	活動終了
広島県	広島市	7月10日	7月10日		団体でのボランティア活動の受付は終了
	福山市	7月9日	7月13日		当面は募集せず
	呉市	7月10日	7月10日	○	
	三原市	7月10日	7月10日		
	東広島市	7月9日	7月13日	—	活動終了
	竹原市	7月10日	7月13日		
	江田島市	7月10日	7月10日	—	活動終了

	海田町	7月10日	7月11日	—	活動終了
	世羅町	7月9日	7月11日	—	活動終了
	尾道市	7月12日	7月14日	—	活動終了
	坂町	7月9日	7月12日		
	熊野町	7月10日	7月11日		当面は募集せず
	府中市	7月10日	7月12日	—	活動終了
	安芸高田市	7月11日	7月15日	—	活動終了
	府中町	7月11日	7月11日	—	活動終了
	庄原市	7月11日	7月11日	—	活動終了
	三次市	7月11日	7月11日	—	活動終了
	大崎上島町	7月12日	7月12日	—	活動終了
	神石高原町	8月1日	8月1日	—	活動終了
山口県	周南市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	光市	7月9日	7月11日	—	活動終了
	岩国市	7月10日	7月10日	—	活動終了
愛媛県	今治市	7月9日	7月10日	—	活動終了
	宇和島市	7月9日	7月10日		対象は、個人の場合は四国圏域在住の方
	大洲市	7月10日	7月10日		対象は、県内在住で、事前予約された方
	西予市	7月9日	7月11日		対象は、四国圏域在住の方
	鬼北町	7月9日	7月10日	—	活動終了
	松野町	7月12日	7月12日	—	活動終了
	上島町	7月10日	7月10日	—	活動終了
高知県	安芸市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	宿毛市	7月10日	7月10日	—	活動終了
	大月町	7月11日	7月11日	—	活動終了
福岡県	福岡市	7月8日	7月8日	—	活動終了
	久留米市	7月9日	7月11日	—	活動終了
	飯塚市	7月9日	7月9日	—	活動終了
	嘉麻市	7月9日	7月10日	—	活動終了
佐賀県	基山町	7月9日	7月9日	—	活動終了

※ ○＝多くのボランティアを求めている

—＝災害ボランティアセンターとしての活動終了

(18) 消費者庁の対応

- ・消費者庁公式ツイッターにおいて、災害に便乗した悪徳商法等に関する消費者トラブルの注意喚起を実施（7月9日）

(19) 金融庁の対応

- ・7月13日、金融庁ウェブページに特設サイト（平成30年7月豪雨関連情報）を設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。
- ・7月13日、被災者からの相談を受け付ける「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置。
- ・7月13日、貸金業法施行規則を改正し、貸金業法上の提出書類など借入手続等を弾力化。
- ・7月13日、犯収法施行規則を改正し、義援金の現金振込について200万円以下の場合は本人確認を不要に（本来は10万円超の場合に必要）。また、被災者が口座開設する際の本人確認は、本人確認書類が無くとも暫定的に被災者の申告で可能。

- ・ 7 月 16 日、既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用にかかる相談に応じること等、災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置の実施を徹底するよう、関係金融団体等に要請。
- ・ 7 月 19 日：広島県、岡山県、愛媛県に金融庁職員を派遣し、現地金融機関や被災事業者等から被害状況やニーズを把握。
- ・ 7 月 31 日：地域経済活性化支援機構が、地域金融機関等と連携し、被災事業者の事業再建をはじめ、被災地の復旧・復興を支援する一環として、中国・四国拠点を開設。

※詳細な被害状況等についてはこの後取りまとめ次第公表いたします